

日米行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律案要綱

(目的)

第一　この法律は、日本安全保障条約第3條に基く行政協定を実施するため、合衆国軍隊の用に供する国有の財産（国有財産法の適用を受けない国有の動産及び権利を含む。以下同じ。）について、その管理及び処分の特例を設けることを目的とすること。

(無償使用)

第二　國は、国有の財産を合衆国軍隊の用に供する必要があるときは、無償で、その用に供する場合に使用を許すこととすること。

(損害補償の請求や取扱)

第三　前項の規定により合衆国に使用を許した国有の財産について、國は、当該財産の返還に当りその原状回復又はこれに代る補償の請求を行わないものとすること。

(一時使用等の許可)

第四　國は、合衆国に使用を許した国有の財産について、その用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益を許すこととすること。  
前項の使用又は収益に関する権利は、合衆国が当該財産を返還した時ににおいて、消滅すること。

(貸付契約の解除)

第五　普通財産を貸し付けた場合において、当該財産を條約第1條に掲げる目的を遂行するため合衆国軍隊の用に供する必要を生じたときは、国有財産法第24條の例に準じて必要な補償をしてその貸付契約を解除することがやきること。

(特別会計に属する国有の財産の所管機関)

第六　特別会計に属する国有の財産を合衆国に使用を許す場合においては、當該財産は、一般会計に所管若しくは所属管轄をし又は一般会計の使用とするもののとすること。（この場合国有財産法第15條の規定により有償で整理することとなること。）

日本行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律案

(目的)

第一條 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約（以下「保約」という。）第三條に基く行政協定（以下「行政協定」という。）を実施するため、アメリカ合衆国（以下「合衆国」という。）の軍隊の用に供する国有の財産（国有財産法（昭和二十三年法律第六十三号）第二條に定める国有財産並びに同法の適用を受けない国有の動産及び権利をいう。以下同じ。）について、その管理及び処分の特例を設けることを目的とする。

（無償使用）

第二條 国は、條約第一條に掲げる目的を遂行するため国有の財産を合衆国の軍隊の用に供する必要があるときは、無償で、その用に供する間、合衆国に対して当該財産の使用を許すことができる。

（原状回復請求権の放棄）

第三條 前條の規定により合衆国に使用を許した国有の財産については、国は、当該財産の返還に当たり、その原状回復又はこれに代る補償の請求を行わないものとする。

（一時使用等の許可）

第四條 国は、第二條の規定により合衆国に使用を許した国有の財産について、行政協定第二條第四項（a）の規定に基き、その用途又は目的を妨げない限度において、一時その使用又は収益を許すことができる。

又 前項の規定により使用又は収益を許した場合において、その使用又は収益をする権利は、合衆国が当該財産を返還した時に失効する。

（貸付契約の解除）

第五條 国有財産法第二十四條（第十九條及び第二十大條において準用する場合を含む。）の規定は、第二條の規定により合衆国に国有の財産の使用を許す場合について準用する。この場合において、国有財産法第二十四條中「國又は公共

団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業」とあるのは、「国においてアメリカ合衆国の軍隊」と読み替えるものとする。

(特別会計に属する国有の財産の所管換等)

第六條 特別会計に属する国有の財産につき第二條の規定により合衆国に使用を許す場合においては、当該財産は、一般会計に所管換若しくは所屬替をし又は一般会計の使用とするものとする。

#### 附 則

この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

#### 理 由

日米行政協定の実施に伴い、合衆国軍隊の用に供する国有の財産について無償でアメリカ合衆国に使用を許すこととともにその返還の場合の原状回復の請求権の放棄その他国有の財産の管理及び処分の特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(参照条文)

国有財産法抄(昭和二十三年法律第七十三号)

(貸付契約の解除)

第二十四條 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に國又は公共団体において公用、公用又は國の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、その契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、借受人は、これに因つて生じた損失につき当該財産を所管する各省各庁の長に対し、その補償を求めることができる。